

議案第15号

西脇市立緑風台古窯陶芸館条例の一部を改正する条例の  
制定について

西脇市立緑風台古窯陶芸館条例の一部を改正する条例を次のように  
定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

陶芸館の効率的な運営に資するため、休館日を変更する。

## 西脇市立緑風台古窯陶芸館条例の一部を改正する条例

西脇市立緑風台古窯陶芸館条例（平成17年西脇市条例第 167号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「火曜日（火曜日）」を「火曜日及び水曜日（火曜日又は水曜日）」に改め、「翌日以降の日」の右に「（水曜日を除く。）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。